

北方町商工会員のための、新型コロナウイルス感染症対策事業のご案内

## 「北方町コロナに負けるな！」事業補助金

北方町商工会

新型コロナウイルス感染症の影響により、業績が著しく悪化している北方町商工会員である小規模事業者を対象に設備投資、販路開拓に必要な費用の一部を当会が補助します。

### 【補助金の概要】

対象事業者	次の(1)～(3)をすべて満たす事業者 (1) 北方町商工会員であり、北方町内で事業を6か月以上(令和1年12月末日時点)営む小規模事業者の方であること。 (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月以降最も減少した月の売上が、次のいずれかに該当すること。 ① 前年同月比で売上が50%以上減少していること ② 業歴6か月以上1年未満の方は、前年度の売上平均より今年の一ヶ月が50%以上減少していること (3) 町税等の滞納がないこと
補助率 限度額	補助対象経費の3分の2までとし、上限10万円(1回限り)
対象事業	経営維持、設備投資、販路開拓につながる事業で、当会の「販路開拓事業助成金」や国県等の新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金交付を受けていない、または申請していない事業を対象とします。  対象事業の具体的な補助対象経費は、以下のとおりです。 (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する事業 ・テレワークの実施に係る機器、ソフトウェア等の導入に要する経費 ・パーティションや仕切り板等の購入に要する経費 (2) 経営再建に関する事業 ・コンサルティングに要する経費 ・事業用資産(設備、建物、土地等)の売却に要する経費 (3) 商品開発に関する事業 ・新たな商品、製品及びサービスの開発に要する経費 ・新たな商品、製品及びサービスの生産並びに販売に必要な設備導入に要する経費 (4) 売上向上や販路開拓に関する事業 ・インターネット等を活用した新たな販路開拓に要する経費 ・インターネット販売の追加及び強化に要する経費 (5) 固定経費削減に関する事業 ・作業効率を大幅に向上させる機器等の導入に要する経費 ・省エネ効果のある機器等への更新に要する経費 (6) 人材育成・確保に関する事業 ・従業員のスキルアップのための研修に要する経費

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ eラーニング等を活用した研修に要する経費</li> <li>・ 就職及び転職情報サイトへの掲載に要する経費</li> <li>(7) 働き方改革・職場環境改善に関する事業</li> <li>・ サテライトオフィス（試験導入も含む。）の導入に要する経費</li> <li>・ 働き方改革、生産性向上等のコンサルティングに要する経費</li> <li>(8) 広告・宣伝に関する事業</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症対策のPRに要する経費</li> <li>・ ホームページの開設及び充実強化に要する経費</li> <li>・ 新聞、雑誌、インターネット等への広告に要する経費</li> <li>・ チラシ、DM等の作成及び発送に要する経費</li> </ul>
必要書類	<p>(1) 北方町コロナに負けるな事業補助金交付申請書（第1号様式）</p> <p>(2) 事業計画書（別紙1）及び収支予算書兼補助対象経費積算明細書（別紙2） （経費積算根拠を確認できる見積書等を添付してください）</p> <p>(3) 町内に事業所を有する法人または個人事業主（町内に住所を有する者に限る）であることが分かる書類 （法人事業概況説明書の控え、履歴事項全部証明書、直近の所得税確定申告書の控え等の写し）</p> <p>(4) 50%以上の売上減少が分かる次のア～エのいずれかの書類</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書（第2号様式）</p> <p style="margin-left: 40px;">※アの書類を用いる場合は、50%以上の売上減少が比較できる次のいずれかの台帳等の写しを添付してください。</p> <p style="margin-left: 40px;">1) 令和2年1月以降、最も売上が減少した月の売上と前年同月の売上の比較</p> <p style="margin-left: 40px;">2) 業歴6か月以上1年未満の場合は、令和2年1月以降、最も売上が減少した月と次のいずれかの平均売上の比較</p> <p style="margin-left: 60px;">a 過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上</p> <p style="margin-left: 60px;">b 令和元年10月から12月までの平均売上</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 持続化給付金給付通知書の写し</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ セーフティネット保証4号または5号認定申請書の写し</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 危機関連保証認定申請書の写し</p> <p>(5) 町税の完納証明書</p> <p>(6) 北方町コロナに負けるな事業補助金からの暴力団排除に関する確約書（第3号様式）</p>
期 間	<p>令和2年7月1日（水）～令和2年12月10日（木）までに補助事業が完了していること。</p> <p>但し、当会の予算に達し次第終了します。</p>

提出及び  
問合せ先

〒501-0431 本巣郡北方町北方町 1524-1

**北方町商工会**

TEL058-323-1101

FAX058-324-7652